

# 「国民国家論」と世界史

松塚俊三

## はじめに

西川「国民国家論」は国民国家の批判理論であるが、われわれが慣れ親しんできた社会科学の理論とはいささか趣を異にする（以下、「国民国家論」は西川の「国民国家論」）。「国民国家論」は「国民である自分を国家の奴隷と感ずるか否かという点では、イデオロギー的というよりは感覚的、感性的な境界線である」と述べているように、きわめて文学的である。「国民国家論」は「理論」と「感覚」「感性」の往還、あるいは社会科学（歴史）と文学（私）の二つの学問の緊張関係から生まれた。もっとはっきり言えば、文学からする歴史学批判であった。かつて、西川は1970年代に書かれた論文「歴史研究の方法と文学」（『歴史学研究』No.457, 1978）のなかで、マルクスの『ルイ・ボナパルトのブリュメール18日』に歴史記述の模範を求める歴史家を批判したことがあった。『ブリュメール18日』のなかに、正統ならざるプロレタリアート、脱階級化した人間の「くず」「かす」「ごみ」に対するマルクスの冷たい視線、侮蔑の感情を見て取った西川は、マルクスとは対照的に、これら下層民に人間としての価値を認める文学の可能性を示唆した。文学が求める人間の価値は歴史学が言うような「社会、あるいは社会の歴史的発展のなかで占める役割によっては決定されない」。文学は「社会的に重要な役割を演じる歴史上の人物も底辺の全く無名の人物をも全く等価なものとして眺める」視点をもっていた。（『歴史研究の方法と文学』48頁）。ここには「個の絶対性」に基点を置く西川の譲ることのできない文学的立場がある。「個の絶対性」や「生存自体が孕んでいる絶対の孤独」（坂口安吾）から出発するとき、文化は「究極的には伝統や国民性の問題ではなく、個々人の絶対的な孤独に根を下ろした個々人の生き方ではなかったか。—既成の文化論はこの問いに答えていない」、ということになる（『国境の越え方』346頁）。人間の「絶対的な孤独」に根ざす徹底した個人主義は、右であれ、左であれ、安易な共同性を求める同調圧力に屈することはない。同調を強いるもっとも強大な組織こそ、あらゆる形態の国家に他ならなかった。西川は自己の生き方の問題として国家を対象化するよう求めて止まなかった。個人主義の透徹した論理に立つてこそ、人はコスモポリタン足りえた。私自身は人間存在の根本に立ち返える西川の姿勢を重く受け止めなければならないと考えているが、「国民国家論」そのものについては多くの疑問を感じている。以下、その理由を縷々、述べてゆきたい。はじめに、西川「国民国家論」の特徴的な表現のいくつかを拾い出しておこう。

・「国民国家論は何よりもまず国民国家批判であり、批判理論としての国民国家論である」（歴史学研究会『戦後歴史学再考』75頁）。

・「国民国家論にはいろいろな立場がありえますが、私は究極的には、国民国家論はそのよ

うな差別の構造をいかに打破し、人類の新たな結合の原理の探求をめざすものであると思っております。私がここで強調したいのは、いまわれわれがめざす国民国家論とは、われわれ自身も心身ともにその一部と化している国民や国民国家を対象化し、歴史現象として分析考察し、それを乗り越える道を模索する試みであり、その試みは必然的に自分自身の脱国民化、非国民化に至るであろうということです」(『国民国家論の射程』260 - 261頁)。

・「国民国家をめぐる議論を通して見えてくるのは、「宿命」を受け容れるか拒否するか、国民国家的秩序の側に立つのか、それを嫌って別の秩序を求めようとしているのか、というそれ自体としてはきわめて単純明快な一つの政治的境界線である。・・・この境界線は、保守と革新、革命と反動といった過去の境界を示す用語が死語となった現在では、それに代わる最も本質的な生き方の差異を表す重要な政治的境界線でありえよう」(『射程』33頁)。

・「国家への無数の回路は、それを逆にたどって国家の外へ出ることを可能にする回路でもありえた」(『射程』276頁)。

・「・・・自ら脱国民化を図って国家を相対化するのは、実はきわめて困難な作業です。私たちは、つねに、すでに思考も感性も国民化されてしまっているのだから、仮に私たちが言葉を発すれば、それはまさに国語であり、多くの場合、国家のイデオロギーをしゃべっているのです。・・・いましゃべっている国民としての「私」と「私」の相対化が問題にされねばならない。社会学者に対する私の不信の理由の一つは、あたかも客観的真理が自分とは離れたところに存在するかのように語り、語っている自分自身を問題の外に置いていることです」(『射程』282頁)。

・「歴史研究者には多くの場合、自分が救い難く国民化されているのだという自覚が欠如しています」(『戦争の世紀を越えて』83頁)。「国家の共犯者となることはもういいかげんにやめよう」。

## 1. 「国民国家論」をめぐる

フランス革命200周年にあたる1989年に記されたメモ「国民統合の前提と諸要素」に始まる西川「国民国家論」は歴史学に大きなインパクトを与えた。その反響は文部省唱歌から南米の小さな国の国民国家形成にいたるまで広範囲におよんだ。国民国家(論)という言葉は人口に膾炙するとともに、多くの批判も寄せられた。批判の一つ一つに対する西川の舌鋒鋭い反論、論争は「国民国家論」の反響がいかに大きかったかを物語っている。その理由は何よりも、西川の「国民国家論」が国家を対象化し切れなかった日本の「戦後歴史学」に対する批判であり、しかも自身の生き方の問題として国家の対象化を求めていたからである。この重い問いに応えることは容易ではない。ここでは、「国民国家論」をめぐる、四半世紀にわたる議論や反響を世界史の視点から私なりに振りかえることにしたい。そこには、おおよそ三つの特徴が見出された。

「国民国家論」と世界史（松塚）

表1 国民統合の前提と諸要素

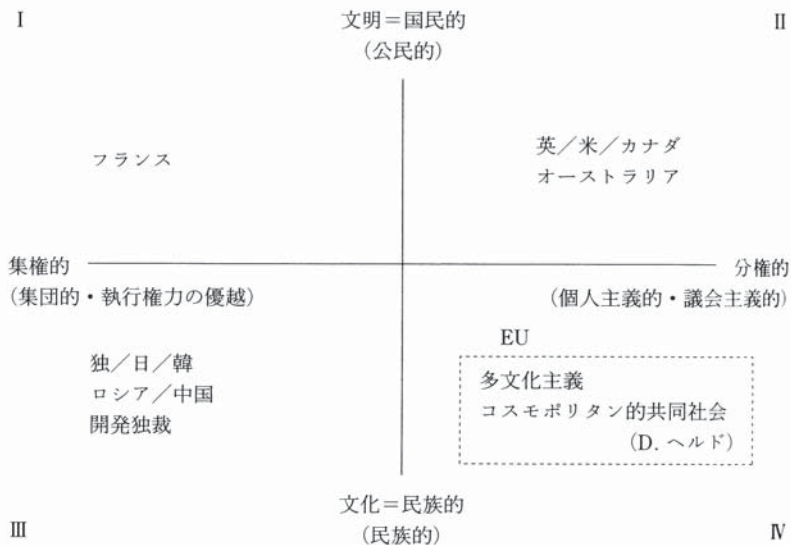
① 交通〔コミュニケーション〕網／土地制度／租税／貨幣－度量衡の統一／市場……植民地	← 経済統合
② 憲法／国民議会／〔集権的〕政府－地方自治体（県）／裁判所／警察－刑務所／軍隊（国民軍、徴兵制）／病院	← 国家統合
③ 戸籍－家族／学校－教会（寺社）／博物館／劇場／政党／新聞〔ジャーナリズム〕	← 国民統合
④ 国民的なさまざまなシンボル／モットー／誓約／国旗／国歌／暦／国語／文学／芸術／建築／修史／地誌編纂	← 文化統合
⑤ 市民（国民）宗教－祭典〔新しい宗教の創出、伝統の創出〕	

表2 国民化（文明化）

① 空間の国民化	均質化、平準化された明るく清潔な空間／国境中央（都市）－地方（農村）－海外（植民地）／中心と周縁、風景
② 時間の国民化	暦（時間の再編）、労働・生活のリズム／神話／歴史
③ 習俗の国民化	服装、挨拶、儀式（権威－服従）／新しい伝統
④ 身体の国民化	五感（味覚、音感、……）、起居、歩行－学校・工場・軍隊等々での生活に適應できる身体と感覚／家庭
⑤ 言語と思考の国民化	国語／愛国心

↓  
ナショナリズム  
国民の誕生

表5 国民国家の諸類型



西川長夫『植民地主義の時代を生きて』2013, 24頁, 167頁。

**(1) 「日本型国民国家」**

「国民国家論」がもっとも大きな反響を呼んだ分野は日本近・現代史研究であった。「国民国家論」は、天皇制や日本資本主義の評価に象徴されるように、日本の特殊性、後進性に拘泥しがちであった日本史研究に新たな比較の視座を与えた。革命祭典（国家宗教）とナチズム、天皇制を「国民の自己崇拜」から比較考量する西川の議論に、私自身、新鮮な驚きを禁じえなかった。「国民国家論」はとりわけ、「国民化」の過程を具体的に検証する研究に大きな刺激を与えた。その成果の一端は西川長夫・松宮秀治編『幕末・明治期の国民国家形成と文化変容』（1995）『世紀転換期の国際秩序と国民文化の形成』（1999）に収められている。一方、「国民国家論」の方法をめぐって展開された批判や疑問については、牧原憲夫編『私にとっての国民国家論』（2003）が大変、興味深い論点を提示した。同書は西川を含む、主として日本の近・現代史研究者が約一年半にわたって、戦後歴史学の再考を視野に、「国民国家論」を検討した討論の記録である。論点は国民国家・国民（化）の矛盾や両義性、統合と反統合、国家イデオロギーと支配イデオロギー、国家関係と社会関係、「主体」、ジェンダー・家族、「国民化された身体に残された自然」、「私文化」など多岐に及んだ。

**(2) 日本近現代史に比して、西洋史研究者からの反応・批判が乏しかった。**

日本史研究者に比して、西洋史研究者の反応が芳しくなかったことも「国民国家論」の大きな特徴である。「国民国家論」は国家の本質論として、あるいは「モデル」としての一般的な理解、承認にとどまっていたように思われる。「国民国家論」は国家の本質論としてはともかく、多くの西洋史研究者にとって、自律的な民衆世界の解体と国民化、規律・規範化は1970年代以降の社会史研究の延長線上にある、すでになじみのある実証研究のテーマであった。西洋史研究者と西川との間に方法論上の対話が進まなかった要因の一つは、両者の間に横たわる社会史、社会運動史、民衆文化、等に対する評価の違いにあったように思われる。「戦後歴史学は国民国家それ自体を批判の対象とすることができなかった」（『戦後歴史学再考』80頁）と批判する西川は、同じ文脈のなかで、また、次のように述べている。「民衆史と社会史もいまだ国民国家を明確に対象化し切れていない。民衆史の出発点には、国民史を歴史から排除された民衆の手に取り戻す願いがあり、その点では『国民的歴史学』の進化、発展であった。社会史は国民や民族をエトノスや身体に解体することによって、逆に国民国家を関心の外に置く傾向があった」（同上。83頁）。あるいは、ソシアビリテ（社会的結合）についても、個人的人間関係がモデルになっており、情報、宣伝、メディア、コミュニケーションなど、もっと広い観点が必要であると指摘する（『社会史と国家論の接点を求めて』『JUSTITIA』2,1991）。「国民」ひいては「民衆」がいかに恐ろしい「怪物」であるかを、自らの戦争体験を踏まえて語る西川にとって、社会史は国家の本質に届かない隔靴搔痒のもどかしさがあったのだろう。いな、西川の世界史、民衆運動史批判は国家（権力）を相対化してきた西洋近現代史研究者の「政治文化」論や「政治社会」論というより、「戦後歴史学」の延長線上にある「人民闘争史」や「民衆史」に批判の矛先が向けられていたように思われる。

こうした西川の「国民国家論」に対して、明確な批判を加えた西洋史研究者は二宮宏之である。1999年度の歴研大会「再考・方法として戦後歴史学」において、西川とともに報告に立った二

宮は次のような批判的コメントを寄せていた。

「国民国家論は意識的にせよ、無意識的にせよ、近代歴史学の言説構造が根底において国民国家により制約されていることをあらわにした。しかし現代世界においては、国民国家もまた、いかにしぶといとはいえ変容しつつあり、資本にせよ、労働にせよ、また新たな社会運動にせよ、家庭にせよ、男・女関係にせよ、国家よりも身近な場で、権力のしくみが作動していることをぼくらは知っている。このような状況の中で人間の生き方を探ろうとすると、ソシアビリテ論は、国民国家のみを特権化せず、人と人とのさまざまな結び合いを多様なレベルで視野に入れ、問題化することによって、西川氏の言う国家の外に出ることを可能にする回路をより多角的に探るための有効な視点を提示しているのである」（歴史学研究会『戦後歴史学再考』2000, 139頁）。

ここには「国民国家のみを特権化する」西川に対する明確な批判が見られる。「特権化」だと批判する背景には、社会史を歴史学の一分野とみるのではなく、「戦後歴史学」からの決別を告げる、歴史学そのものの根本的な「見直し」であると考える二宮の基本的な立場があった。社会史のもっとも重要な特徴は「人間活動のうちのいずれかの要素に、全体を規定するような特権的役割を認めないこと」にあった。かつて二宮が引用したリュシアン・フェーブルの言葉を借りれば、「諸要素の間関係は恰も平行に張られた電線のようなもので、どれか一本に電流が流れれば、磁気反応により他の電線にも電流が流れる」（『社会史を考える』『思想』663号, 1979）ということになる。二宮は西川の「国民国家論」のなかに、「型」や「範型」「基底」に収束する「戦後歴史学」の発想に似た危うさを感じたのかも知れない。逆に、西川にとって、二宮のソシアビリテ論は国民国家解体後の社会のあり方を考える上で示唆的であっても、「脱国民化」の当面の戦略とはならなかった。二宮は「戦後歴史学」の方法そのものを批判して社会史を擁護したが、西川は「戦後歴史学」が近代国民国家の学知そのものであったことに根本的な批判を加えた。（松塚俊三「歴史学のアクチュアリティをめぐって」『歴史学研究』917号, 2014, 参照）

「国民国家論」は当のフランスの国家構造に関する過去の歴史研究の成果とも十分な対話がなされてこなかったように思われる。むしろ、こちらの方が「特権化」以上に重要であった。かつて、柴田三千雄は主として19世紀のイギリスとフランスの国家を名望家国家の分権型と集権型とに区別した上で、国民国家の成立を帝国主義段階に求めた（柴田三千雄『近代世界と民衆運動』1983）。社団国家、名望家国家、国民国家の三段階を措定するこの問題提起は、イギリス史、フランス史のいずれの側にあっても、依然として未解決の理論的、実証的課題である。

社団国家、名望家国家、国民国家の三段階論は、西川の議論とも大事な部分で重なっていた。過渡期の名望家国家はどの地域にあっても、諸階級、諸勢力の力の均衡によらざるをえなかったが、その中心となる「社会階級」は地主貴族とブルジョワの社会的混合物たる名望家であった。西川の「国民国家論」はその基点たるフランス革命に強調点が置かれるとはいえ、その射程は遠くまで及んでいた。西川の編著『世紀転換期の国際秩序と国民文化の形成』（1999）や遺作となった『植民地主義の時代を生きて』（2013）のなかにはっきりと示されているように、日本型国民国家は世紀転換期の日清・日露戦争を契機に、「国民としての意識をもった大量の国民が産出さ

れたのであり、戦争と植民地が国民を作り上げ、より高いレベルでの完成と破壊に導くもの」だった（『転換期の国際秩序』17頁）。西川の「国民国家論」は日本を対象とする限り、帝国主義段階にヨーロッパ先進国が名望家国家から国民国家への転換（完成）を遂げたとする柴田三千雄の理論的な枠組みにすっぽりと納まる。問われるべきは、日本型国民国家の完成を世紀転換期に求める「国民国家論」がフランスにも当てはまるかどうかである。フランス革命を基点とするフランス型国民国家は当のフランスではなく、近代国民国家の普遍的な「モデル」として比較文化論的に一挙に横すべりし、名望家国家論に見られるヨーロッパ史研究の土壌から距離をおくようになった。西川の展開する議論に西洋史研究者が日本史研究者ほどには積極的に参加できなかった理由の一端は、第二帝政の名望家体制から国民国家へと転換する歴史過程が、すなわち西川の『フランス近代とボナパルティズム』（1984）のその後について、十分な議論がなされてこなかったことに求められる。この点に関して、注目される最近の研究は小田中直樹『19世紀フランス社会政治史』（2013）である。名望家の定義が「実体概念としてはともかく、分析概念としては曖昧に過ぎる」と考える小田中は、名望家の影響力の行使を「ガバナンスの正当性」から社会政治史として、より具体的に読み解こうとしている。フランスの名望家の「影響力」やイギリスの名望家層たるジェントリの並外れた「柔軟性」も、19世紀という過渡期の国家の歴史として比較考量されねばならない、依然として大きな課題である。

### (3) 「国民国家論」はアングロ・サクソンの国家にほとんど言及してこなかった

アングロ＝サクソンの諸国家が「国民国家の諸類型」（表5）として西川の国民国家の「定義」（表1・2）に付け加えられ、修正が施されたのは最後の論集となった『植民地主義の時代を生きて』（2013）においてであった。かつて『国境の越え方』（1992, 2001）で論じられた文明（普遍性）と文化（固有性）の問題は、驚異的な著述活動の最後に、国家の類型論として世界史的な拡がりをもつにいたった。西川によって「典型的な国民国家のモデルを提示しえなかった」とされるイギリスとアメリカは、いうまでもなく国家間システムの主軸をなすヘゲモニー国家であり、国民国家でもあった。この二つの国民国家、とりわけ19世紀の初頭に世界の陸地と人口の約四分の一を支配するにいたったイギリスの国家のあり方はどんな意味をもったのだろうか。「国民国家論」は世界史からすれば、西川の言う「典型ならざる」イギリス国民国家を前提にしてはじめて成り立つ議論であったはずである。本稿の論点もここにあるが、とりあえずは、強烈なフランス型「国民国家論」の解毒剤になればと思う。西川は「戦後歴史学」、反体制的な歴史学に一貫して否定的であったし、「戦後歴史学」が称揚したフランス革命の虚像を暴き出した。しかし、同時に、否定的なイメージで語られるフランス型国民国家の後発国に与えた理念的影響は逆に実態以上に強調される傾向を帯びていた。

## 2. 「国民国家論」と世界史

### (1) 西川「国民国家論」の変容

フランス革命200周年を機に作成された表1「国民統合の前提と諸要素」、表2「国民化（文明化）」は、西川の言うとおりに、「意地になって機会あるごとに繰り返し」提示されてきた。お

よそ四半世紀にわたって提示され続けてきたこれらの「表」は「私（西川）なりの国民国家の定義であった」（『射程』38頁）。しかし、国民国家の「定義」である表1と2の解説を注意深くたどってくると、強調の仕方に変化があったことに気づかされる。当初、「フランス型国民国家の特色」（歴史学研究会編『国民国家を問う』1994年、38頁）として提出された表1・2は、次第に、「基本的にはすべての国民国家にあてはまる」普遍性、一般性が強調されるようになった。「共和政とか君主政といった政体の違い、あるいは社会主義とか資本主義といった体制の違いは第二義的な差異」（『射程』259頁）となり、国家装置（モジュール）の「相互模倣性」「移植可能性」が前面に押し出された。「国民国家は一種のモジュールであってどこへでも移植できた」（『射程』93頁）。その最たるものが明治の日本型国民国家であった。「国民国家と呼ばれるものはすべて共通の性格と構造をもっており、個々の国民国家はそれぞれが一つのバリエーションにすぎない」と言い切るとき、その心底には、「国民国家が一国の自然な歴史的発展の結果として誕生した」とする、ナショナリズムの「神秘性を剥奪しなければならない」と考える西川の強い危機意識が働いていた（『国民国家形成と文化変容』8頁）。共通の性格と構造を強調して止まなかった「国民国家論」に大きな変化が訪れるのは、すでに述べたように、最後の論集となった『植民地主義の時代を生きて』（2013）であった。このなかで、西川は従来表1、2に、新たにアングロ＝サクソンの国家を配した表5「国民国家の諸類型」を加え、その理由を次のように説明している。

『国民国家の諸類型』（表5）は表1、表2がどうしても国民国家の単一性という印象を与えてしまうことに苛立って、国民国家の共通性と多様性を示すために作ったものです。フランス革命が生み出した共和国は魅力的で強力な国家でした。しかし、たとえフランス共和国が魅力的で強力なモデルになりえても、後発の諸国はそれぞれ自国の置かれた歴史的な条件の中でそれを実現しようとします。私たちはモデル—模倣といった発想を捨てて、フランス革命に強力な国民統合をうながしたのと同じ力が世界の他の諸国にも働いたのだと考えるべきでしょう」（『植民地主義の時代を生きて』、167－8頁）。

明らかに、国民国家の「共通性」は「多様性」に席を譲り、「モデル—模倣性」は歴史の現実的な力、「歴史的な条件」の強調へと変化していた。「モデル—模倣性」を放棄し、各国の歴史的な条件に立ち返ろうとする西川の発言は注目し値する。ほとんど、問題を振り出しに戻した印象は否めない。「フランス革命に強力な国民統合をうながしたのと同じ力」とは何だろう。何が国民国家のバリエーションを生むのだろう。表1、表2に示されるような截然と区別、整理された「定義」＝「モデル」はひょっとすると、西川が批判し続けた制度化された国民国家の学知そのものであり、それを自ら解体したということだろうか。つまるところ、ベネディクト・アンダーソンやエリック・ホブズボウムが認めたように、「国民主義や国民については、何か単一の純粹な概念を求めても無理だ」（リンダ・コリー・川北稔監訳『イギリス国民の誕生』巻末、註6）ということか。この点については、後ほど改めて考えたい。

## (2) イギリス（ブリテン）から見た「フランス型国民国家」

17世紀の「全般的危機」からいち早く抜け出し、二度の革命を経たイギリスは、第二次英仏百年戦争期（1688-1815）にプロテスタントイズムと帝国をアイデンティティの核として国民国家を形成した。イギリスも表1、2に示されるようなさまざまな国家装置を備えた国民国家であるが、似た名称をもつ国家装置の成り立ちや内実、それらを束ねる国家のあり方はフランスとは異なっていた。イギリスは複合民族国家であっただけでなく、王権や貴族制度を今に残す伝統的な国家である。議会制度を発達させたとはいえ、憲法はいまだ成文法にあらず、軍隊もほんの一時期を除いて、徴兵制を採用することはなかった。国家イデオロギー装置の要の一つである教育制度についても、後述するように、教育私事主義やボランタリズムの影響が強く、中央集権制には程遠い変則的なものであった。宗教も多様であった。昨今のイギリス宗教事情にいたっては、もはや「キリスト教史」としては語れなくなっている（シリダン・ギリー、ウィリアム・J. シールズ、指昭博、並河葉子監訳『イギリス宗教史』2014）。

長期にわたるフランスとの戦争を経て、イギリスの国民国家は誕生したが、すでに述べたように、アイデンティティの核となったのは「自由な黄金のイスラエルと自らを規定する」プロテスタントイズムと帝国（戦争）がもたらす莫大な利益であった。この二つの核心に向かつて、議会、王権、国教会、エリートの文化がそれぞれ独自の統合機能を果たした。イギリス国民国家はリンダ・コリーが言うように、「国内の均質性が保たれ、中央集権体制が完成したことから、国民間の絆がたもたれたわけではなかった」（コリー、20頁）のである。敵対する危険な他者であるフランス＝カトリックとの戦争によって強大化した軍勢力（海軍力）とそれを支えた財政力（徴税能力）、端的に言うとも軍隊と金が国家の諸装置をつなぎとめ、多様なものを多様なままに包摂し、内部の分裂を包み隠す権力の *sinew* = 「腱」としての役割を果たした（ジョン・ブルーワ『権力の腱』、大久保桂子訳『財政軍事国家の衝撃』2003）。「普遍主義、合理主義、資本主義、科学技術の進歩、都市化」（『国民国家形成と文化変容』31頁）といった国民国家の一般的な理念や原理ではなく、国家の諸装置を束ねる単純にして強靱、リアルな「権力の腱」が重要な意味もっていた。その中心にいたのは名望家＝ジェントリである。この単純にして強靱なイギリス国民国家の枠組み、歴史的優位性は後述するように、19世紀の自由主義国家にも受け継がれ、変容していく。イギリスから見る「フランス型国民国家」は敗北を喫した後発国のそれであり、国家装置の「相互模倣性」「移植可能性」を問題にするフランス、ドイツ、日本の共通性はそれらの国がヘゲモニー国家のすさまじい外圧にさらされ、手ひどい敗戦（占領）を経験したことにある。国家理念上の先進性が現実の歴史過程における後発性（フランス）から生まれたというのは歴史の皮肉としか言いようがない。もちろん、この点は西川にも十分認識されていた。ボナパルティズムをブルジョワ国家の一形態と見る西川は、「ボナパルティズムという現象を説明する際の最も重要な要因」として、フランス資本主義の後進性をあげていた（『フランス近代とボナパルティズム』20頁）。

## (3) イギリスはなぜ国民国家のモデルにはなりえなかったのか。国家装置の移植はどのように理解されるか

「国民国家論」に重要な示唆（相互模倣性、移植可能性）を与えたのはベネディクト・アンダー



ソンの『想像の共同体』（白石さや・白石隆訳、1997）であるが、そのなかには「価値ある言葉」として、イギリスの政治システムと他の政治システムとの違いを論じたイギリスの左翼史家トム・ネアンの *The Break-Up of Britain*, 1977 から、比較的長い文章が引用されている。ネアンからの引用文はイギリスが国民国家のモデルとなりえなかった理由とともに、国家装置の「模倣性」「移植可能性」の本来の意味を説明しており、再検討に値する。以下はネアンの原文の一部を訳し直したものである。

「イギリスの政治システムだけがゆるやかな自然の成長をとげたのであり、他の国々は理論から導き出された意図的な発明の産物であった。これら遅れてあとからやってきた国々は、数世紀にわたって立憲制度を進化させてきたイギリスの経験の果実を一挙に要約しようとした。しかし、そうすることによって、これら遅れてやってきた国家はウェストミンスターの自国の賛美者が常に口にしてるように、イギリスの経験を裏切らざるをえなかった。イギリス（ブリテン）の経験はそれが最初の経験であったがために、特別なものであり続けた。これら後発のブルジョワ社会は、イギリス革命がすでに成し遂げ、押し広げた世界にあとからやってきたために、自律的な発展の道をたどることができなかったのである。彼らの学習と模倣は実質的に違うもの、すなわち抽象的な非人格的な国家という真に近代的な理論を生み出し、それはまさに抽象的な性格の故に、それ以降の歴史において模倣されえなかったのである。・・・しかし、実際の反復と模倣は政治的にも、経済的にも、社会的にも、技術的にも、ほとんど可能だったためしかなかった。というのは模倣している当の現実が原因となって、世界はすでに大きく変えられていたからである」（T.Nairn, *The Break-Up of Britain*, 1977, pp.17-18.）。

ネアンが強調しているのは、最初に変革をなしとげ、有利な地位を先に確保したイギリスの優先性（priority）であり、現実の人間関係あるいは人間の資質（ジェントルマン・イデアール）と国家装置が分かちがたく結びつくイギリス国家の「人格性」＝古さ（イギリス人にとっての英知）である。逆に、自律的なゆっくりとした発展の道を閉ざされた後発国は真に近代的で抽象的な教義＝理論に基づく「非人格的」な、意図的な発明の産物＝想像の共同体となった。アンダーソンにとって、ネアンからの引用文が示唆に富んでいたのは、この抽象性＝近代性であった。『想像の共同体』が一貫して強調しているのも、ナショナリズムという「偽りの仮装」を可能にした言語（俗語）の統一であり、「出版資本主義（出版語）」の果たした役割の重要性であった。国家装置の「相互模倣性」や「移植可能性」が問題になるのは、まずもって、この抽象的なレベルにおいてであった。しかしながら、国家間のレベルにおいても、人々の国民化の過程においても、抽象的レベルの教義や理念の現実に働きかける巨大な力とその諸結果とは厳密に区別されねばならない。西川が本来、強調したかったことは、「抽象的で近代的な理論」から導き出される普遍的なモデル＝「文明」があったからこそ、実際の模倣・移植は「固有の文化」を強調する多種多様な現実＝バリエーションを生んだということだろう。この点は必ずしも、正確には伝わらなかったように思われる。

上記のネアンの引用文にもはっきりと示されているように、国家装置の「実際の反復と模倣」

はそのままの形では「ほとんど可能だったためしはなかった」。そのことは諸個人の国民化の過程においても言えるだろう。国民化の強大な圧力の下であっても、諸個人の選択、対応は多様であった。歴史学はそうした諸個人の経験、記憶のほんの一部を掬いとってきたすぎない。

「模倣」は困難であったばかりではない。時には悲劇的でした。文明化の模倣の陰に常につきまとう悲惨な現実にも眼を向けなければならない。アンダーソンは中南米の共和国だけでなく、20世紀の「相互模倣性」の典型として、ソヴィエト革命、社会主義（国民）国家を取り上げているが、カンボジアのポルポト政権の悲劇（中国革命理論の援用）ほど悲惨なものではなかった。ヨーロッパの諸制度が移植された近代日本であっても、それらの機能の仕方、内実は合理主義、民主主義というにはほど遠いものがあつた。

### 3. 西川が最後に付け加えた「国民国家の諸類型」（表5）に登場するイギリスとは

#### (1) 19世紀イギリスの自由主義国家

歳出の80-90パーセントを軍事関係費に費やした財政＝軍事国家は、1815年に国債の利子が歳出の60パーセントに達し、国家戦略の転換を迫られた。でたらめな戦争マシーンであった財政＝軍事国家は「古き腐敗」(Old Corruption)に対する急進派の批判にさらされて行き詰まったのではなく、そのもてる徴税能力を極限まで発揮した結果、まさに徴税能力の高さ故に自ら危機を招き、自壊したのである(P. Harling, *The Modern British State*, 2001, pp.54-55)。国債の元金・利子の償還ができないということは、財政＝軍事国家のよって立つ原理、すなわち私有財産の保護を貫徹させえないことを意味した。その点では、まさしく「国家の正当性は地に墮ちた」といってよい。再編を余儀なくされた国家は最小限の国家介入によって人的・物的資源を最大限に引き出す、高度にして強力な戦略を採用する自由主義国家(liberal state)＝最小限国家(minimum state)への脱皮を迫られた(M. Daunton, *Delegation and Decentralization: the British State and Civil Society in the Nineteenth Century*, unpublished paper, 1997, pp.1-22.)。こうした転換を可能にしたのは18世紀以来つづいてきた軍事的優位と資本主義の発展であり、イギリスにのみ可能な戦略の転換であった。国家の正当性を確保すべく、公共性の基盤を再編強化したイギリスは、国の内外で自由主義を標榜し、広大な植民地と国際金本位制、世界的規模の運輸通信網、国際郵便制度、世界標準時などの「国際公共財」を支配する第二次帝国となった(秋田茂『イギリス帝国の歴史』2012)。

#### (2) 19世紀の諸改革

戦争と重税、抑圧の体制であった財政＝軍事国家は強烈なナショナリズムと同時に国家に対する抜きがたい敵意をも生んだ。そのため、19世紀の自由主義国家は特定の利害集団、階級に奉仕する国家ではなく、納税者に支持される国家、諸利害の中立的調停者を自ら演出することに腐心しなければならなかった。徹底した歳出削減と財政民主主義(累進課税)、直接税と間接税の比率の見直し、消費税の軽減、官職の世襲廃止、閑職の廃止、貿易独占の廃止、自治体改革、選挙法改正、議会審議の公開、刑法・監獄改革、公務員制度改革、公衆衛生改革、警察制度、公衆衛生法、工場法、救貧法改正、カトリック解放、奴隷制度の廃止、戸籍の国家への移管、

その他、さまざまな改革がなされた。しかし、これらはどれ一つとして、一挙に改革されたものではなく、19世紀を通じて、繰り返し修正案が議会上程され、ゆっくりと国民を規律化していった（P.Harling, pp.88-99）。

### (3) ボランティアズム

上記の改革に加え、上下水道の整備、道路の改良、街路照明、港湾整備、都市改造、大気や河川の汚染対策、医療・病院、教育、大学設立など、あらゆる分野にわたって、民間の資金・人材が動員された。政府は政策の大枠を決定したが、実施に当たって大きな役割を果たしたのは民間の任意団体＝ボランティアズムであり、彼らの自由裁量にゆだねられる部分も大きかった。都市改良にかかわる自生的な団体だけでも、1830年までに1800団体に達した。国家福祉が比重を増してくる世紀末以降にあっても、民間から供給される資金は国家の福祉予算を凌駕していたと言われている。これらの任意団体は多くの場合、組織に威信を与える貴族やジェントリが会長その他の名誉職に就き、専門知識や技術を持つ中産階級が実務を担当した。中産階級にとって、社会政策への積極的な関与は社会防衛のみならず、自らの階級の社会的正当化にも役立った。ジェントリと中産階級は社会基盤を整備するために起債される証券類の利払い利益を共有する「投資社会」の担い手であり、両者の連携が社会に安定性をもたらした（坂本優一郎『投資社会の勃興』2015）。さらに、これらの任意団体を分厚く取り巻く形で、活発な活動を繰り返していたのが友愛会、共同（共済）組合、労働組合に代表される労働者階級の相互扶助組織である。イギリスの福祉社会は家族の福祉機能（自助）、相互扶助組織（共助）、国家福祉（公助）からなる「福祉の複合体」（mixed economy of welfare）であった（岡村東洋光・高田実・金澤周作編著『英国ボランティアズムの起源』2012）。

ボランティアズムは社会福祉や教育など、特定の政策分野、政策史の中で諒解される事柄ではなく、財政＝軍事国家以来、歴史的に形成されてきた社会そのものの self-regulating な、あるいは self-governing な作動原理（文法）であった。国民の規律化（国民化）は彼らの欲望、利益、消費にかなうやり方を通して浸透していった。国民の自発性を最大限引き出そうとするこうした国家のあり方も、国民国家の本質的な特徴の一つであろう。自発性の契機と国家の強制とが表裏一体となって分かちがたく結びついているといってもよい。このことは、はるか以前に、グラムシのヘゲモニー論を通してすでに諒解されてきたところである。制度は社会的、文化的レベルにおいて下からのコンセンサスを取り付けることによって成立する秩序であり、上からと下からとの一種の相互性の上に成り立っていた。たとえば、戦争と軍隊ほど社会と人々の欲望を吸収したものはないし、これほど人々から忌避されたものもない。また、強制されるよりは自ら「義勇軍」に志願するイギリス国民は、支配層の腐敗、道徳的墮落を「反愛国的」として厳しく批判する者たちでもあった（ローハン・マックウィリアム、松塚訳『十九世紀イギリスの民衆と政治文化』2004）。

### (4) 教育

ボランティアズムを国民統合に取り込むイギリス自由主義国家の特徴は、国家イデオロギー装置の要の一つである教育によくあらわれていた。教育を国家の統制下に置こうとする急進派の

法案は19世紀を通じてことごとく廃案になり、20世紀の初頭（1902年の教育法）まで、イギリスの教育制度が初等教育から高等教育にいたるまで、きわめて変則的なものであったことはよく知られている。国家の教育介入を熱心に説いたのは政府ではなく、ベンサム主義者に代表される急進的な中産階級であったが、仮に彼らが政治的な支配権を掌握していたとしても、彼らは中央集権的な教育制度を導入することはなかったであろう（A. Green, *Education and State Formation*, 1990, p.237）。national education は狭義の国家ではなく、国家をも一つの構成要素とする、もっと広い「コモンウェルス」あるいは the public = 公共社会が担う教育であり、国家主義的な state education ではなかった。両者は、少なくとも知識人の間では厳密に区別されていた。イギリスの急進的な中産階級も政府も national education を主張することはあっても、state education を求めることはなかった。国家はあらゆる個人、団体に「子供たちを教育せよ」とは要求するが、自ら教育を提供することに責任を負わなかったし、19世紀末まで、負うべきであるとも考えていなかった。国家の役割はボランティアズムによっては教育が普及しない「空白」部分を埋めることにあった。教育私事主義の伝統を残すイギリスでは、ごく最近まで子供を学校に通わせないことも（親が教育するのであれば）可能であった。公教育の本来の意味である open to the public は公共善（common good, welfare, public benefit）の増進を目指すものであり、担い手が国家、団体であるか個人であるかは第二義的な問題であった。国家は「コモンウェルス」の一員として公共善の増進のために、しかるべき責任を果たせばよかった。ちなみに、アダム・スミスは自由放任の唯一の例外として国家の初等教育への介入を主張したと言われてきたが、これも完全な誤解である。『国富論』の中で教育に介入すべきであるとされた、その主語は state ではなく the public = 公共社会であった。同様の趣旨は J. S. ミルの『自由論』にもっと明瞭な形で表明されている（松塚俊三『歴史のなかの教師』2001）。国家に収斂しない教育のもっと広い意味での公共性についてはイギリスだけでなく、最近ではヨーロッパについても指摘されるようになった（橋本信也「近現代世界における国家・社会・教育」広田照幸・橋本信也・岩下誠編著『福祉国家と教育』, 2013）。

##### (5) 「コモンウェルス」

ヨーロッパの知的遺産でもある「コモンウェルス」という概念は国家あるいは共和国と訳すこともできるし、さらには国家の複合体である帝国（British Common Wealth of Nations）にも援用された（帝国エリートによる概念の「巧妙な横領」、近藤和彦『イギリス史10講』2014, 254頁）。コモンウェルスは「共通の利益で結ばれた人々の総体」であり、種々の共同体（身分、階層、民族、地域共同体、その他）が水平的に結合し、あるべき理想である公共善を代表具現すべき秩序であり、政治社会であった。公共善が何を指すか、時と場合、構成要素によってさまざまな意味合いをもつ（国家形態も違って来る）この概念はきわめてあいまいなものであったが、時には為政者の専横を拒否する論拠ともなりえた。たとえば、J. ロックが『統治論』のなかで、絶対主義の位階制秩序を連想させる state を意識的に避け、「コモンウェルス」を用いたのはそのよい例であろう。1884年に結成された社会主義連盟の機関紙の名称は「コモン・ウィール」であったし、ウィリアム・モリスは社会主義を「万人が平等に暮らすコモンウェルスの実現である」と定義した（岩井淳「コモンウェルス概念の史的変遷」山本正・細川道久編著『コモンウェルスとは何か』

2014)。国家は程度の差はあれ、独立して意思決定を行うさまざまな政治組織体あるいは政治体（polity）の一つであり、他の政治体とともに公共社会を構成していた。ここで言う政治体はW・バジョットの混合政体（君主政、貴族性、民主制）よりも広くかつ柔軟なものである。

#### (6) イギリス国民国家の変貌

イギリス＝ブリテンが「まさしくつくられた国民として、その存在理由を広義のプロテスタント文化と頻発する戦争、とくに対仏戦争に大きく依存しており、さらには広大な帝国に象徴される戦勝と利潤と他者性に依存してきた」（リンダ・コリー、7頁）とするならば、イギリス国民国家は両大戦以降、すでに解体過程にあると言わねばならない。海外領土の喪失、「イギリス文化の残滓と化したプロテスタンティズム」、EU加盟、スコットランド・ウェールズ、さらにはイングランド・ナショナリズムの再台頭といった現象は、イギリス国民のアイデンティティ感覚の明らかな崩壊である。単なる帝国の縮小、変容ではなかった。イギリス国民のアイデンティティのありようを象徴的に示したのは最近のスコットランド「独立問題」である。スコットランド国民党は狭隘なナショナリズムに立って独立をとらえているわけではない。むしろ民族と主権を切り離し、多様な住民からなる地域の民主主義を主張している。これも国家を相対化する公共善のあり方として理解される。加えて、王室、国教会、政党、労働組合といった「由緒正しい」伝統的な権威が力を失い、第二次大戦以後、多様性が社会の特徴として顕著になった。こうした変化に預かって力があつたのは女性とエスニック・マイノリティの社会進出であった（A. ローゼン、川北稔訳『現代イギリス社会史』2005）。イギリス国民国家の何が変容し、新たに何が付け加わったのかの判断は難しい。

1960年代に「現代イギリスの危機の諸起源」（米川伸一訳『思想』498,501, 1965）を著してイギリス衰退論に先鞭をつけたベリー・アンダーソン、その兄で『想像の共同体』を著したベネディクト・アンダーソン、ベネディクトに貴重な示唆を与えたスコットランド独立論者のトム・ネアン、『イギリス国民国家の誕生』を著したリンダ・コリーらが共有していたのは、アイデンティティが崩壊しつつあるイギリスの現実への鋭い眼差しであった。「創られた伝統」で知られるホブズボウムも、当然このなかに含まれる。「国民国家論」に示唆を与えた重要な思潮の一つは、縫い目がほどけた国の現実を直視するイギリスの知識人であった。「三王国論」や「複合民族国家論」も、歴史学の単なる「新潮流」、「修正主義」ではなかった。

### 4. 国民国家の相対化と歴史学

#### (1) 「政治文化」「政治社会」

1970年代以降、社会史研究はソシアビリティ、マンタリテ、モラル・エコノミー、表象、シンボル、儀礼、シャリヴァリ、代執行、互酬関係、「我がものとしての利用」（領有）など、さまざまな概念や方法を駆使して、民衆独自の価値観や文化の具体相をローカルな地域に即して明らかにしてきた。民衆は一方的に権力の側に回収されてしまったわけでも、閉じられた自律的な世界に棲息してきたわけでもなかった。彼らはさまざまな力が作用する複層的な磁場で、想像力豊かな交渉、やり取りを繰り返してきた。以来、社会史研究は翻訳を含めて、多くの研究

成果を生み出してきた。労働者の生活圏の中から変革主体がどのように立ち上がってくるのかを一貫して追求した喜安朗の『パリの聖月曜日』（1982）、柴田三千雄『近代世界と民衆運動』（1983）、谷川稔・他編『規範としての文化』（1990）、『規範と統合』（世界史への問い、5、1990）、近藤和彦『民のモラル』（1993、改訂増補版2014）などが思い起こされる。ローカルな世界に足場をおく社会史は世界システム論とともにナショナルな国民国家の枠組みを相対化してきたとあってよい。社会史研究はマイクロ・ストリア（微視の歴史学）のジョバンニ・レーヴィが述べたように、国家の権力関係に一元化されない秩序のひだを冷静に観察する眼をもっていた。レーヴィによれば、「いかなる規範システムも実際にはそれほど緊密に構造化されているわけではなく、諸個人が意識的に選択をおこなったり、規則を操作し、解釈したり、あるいは取引する可能性を完全に排除しているわけではない」ということになる（北原敦「日常実践の歴史学へ」『思想』848号、1995）。国民国家の規範秩序が全体をおおっているようにみえても、その規範システムには必ず間隙や矛盾がひそんでおり、人は社会規範あるいは文化の諸手段を創造的に利用したのである。たとえ戦争のような極限状態にあったとしても、人々は多様な選択肢を探し求めた。民衆文化とは、つまるところ生活・文化手段の彼ら独自の利用の仕方であり、その意味ではいつの時代にも存在する。

社会史研究の成果の上に立って、1990年代に「国民国家論」とともに一挙に拡がりを見せたのが「政治文化」「政治社会」であった。いずれの言葉も厳密に定義することは不可能であるばかりか、むしろ定義から自由になり、はみ出してゆくことに意味を与える概念である。国家と市民社会、政治、経済、文化を整然と区別し構成してゆく「国民国家論」のような近代的な知のあり方から一歩身を引き、政治がもっていた豊かな含意を取り戻そうとする発想ないしは態度とあってよい。政治は国家の権力的な支配から自生的共同性、人々の道徳、礼節、身だしなみまで含んでいただけでなく、一国史の枠組みを越える拡がりをもっていた。「政治社会」を提言する近藤和彦は「国家、市民社会、公共圏、共同体といった概念のいずれとも部分的に重なる領域に、しかし限定的ではなく柔軟に、政治社会という言葉を採用したい」と述べている（近藤和彦編著『長い18世紀のイギリス』2002、10頁、同、「政治文化 何がどう問題か」歴史学研究会編『国家像・社会像の変貌』2003、同編『歴史的ヨーロッパの政治社会』2008）。ちなみに「政治社会」もJ・ロックなどによって古くから使われてきた言葉である。議論がこまできると、当然のことながら、政治、文学、経済、宗教といった知の境界は、過去の実態としても、それを捉えようとする現代のわれわれにとっても意味をなさなくなる。たとえば、政治の発する言説は常に修辞をとまなう虚構であり、虚構を通じて現実的な力を発揮するし、文学もまた比喩、暗喩を通じて強烈な政治的メッセージを伝える。「政治文化」「政治社会」は近代的な学知のあり方を見直そうとする試みでもあった。

## (2) 権力秩序の社会史

国民国家を相対化しようとする歴史学の試みは、国制史や比較国制史にも見られる。国家をも政治体の一つとして相対化し、政治をさまざまな力が作用する権力秩序の社会史として読み解こうとする研究は、これまで主としてヨーロッパ近世史を舞台に展開されてきた。その結果、近世の国家は複合国家（composite state）あるいは複合君主政・混合王政（composite monarchy）、

さらには「礫岩のようにさまざまな要素が複合した国家」（conglomerate state）と表現されるようになった。「礫岩のような・・・」と言ったのはJ. イニスである（J. Brewer, *Rethinking Leviathan*, 1999, p.20）。

政治体論もしくは社团的自治を下敷きにして、権力秩序のあり方を柔軟に捉えようとする発想はフランスやドイツ史にも見られた。たとえば、二宮宏之はドイツ語の国制史を意味する *Verfassungsgeschichte* が本来「慣習化した行動様式」まで含む、広い意味での政治秩序の歴史にほかならず、中世史家 W. シュレジンガーによって次のように諒解されていたことを紹介している。「国家の秩序は他の諸秩序と並ぶ一つにすぎず、日々の生活にとって必ずしも重要なものではない。・・・人々は日々の生活を他の諸秩序の中で行う。・・・ハウス、ジッペ、ゲフォルクシャフト、ブント、おそらくはすでにドルフにおいても。こうした諸団体は今日なら国家的と呼ばれる諸機能の大部分を担っており、それによって、それらは政治的な性格を獲得する」（二宮宏之・阿河雄二郎編著『アンシアン・レジームの国家と社会』2003, 18頁、元の文章は山田欣吾「*Verfassungsgeschichte* について」『一橋論叢』1970）。あるいは「国家の諸制度はその他もろもろの制度の中の一つにすぎず、唯一の独自性があるとすれば、それが他の諸制度をねじ伏せようと欲し、武力を背景になんとかうまく制圧にこぎつけたいと希っているところにある」ということになる（P. ゲーベール、二宮前掲書、19頁）。これらはフランス絶対主義や幕藩制社会に「近代的成熟」を見出し、「前期国民国家」とする西川の「国民国家論」とはずいぶんと趣が違う。われわれは、近代という時代がそれ以前の時代から何を受け継ぎ、何を拒否したかという歴史の基本的な問題に再度、立ち返ることになる。

### 終わりに、「新しいグローバル主権」と国民国家

西川「国民国家論」は普遍的な近代国家のあり方と強い主体＝「絶対的な個人」（「歴史研究の方法と文学」）とが原理的に対峙しており、その中間にある社会、あるいはその関係性が見えにくいという特徴をもっていた。立論のこの二つの中心軸はともに近代的なものであり、西川の研究（闘い）はいわば血で血を洗うがごとき壮絶なものであった。こうした構図のなかで、マイノリティからするマジョリティ批判が繰り返されてきた。しかし、今日、われわれが直面しているもっとも深刻な問題は、マジョリティがグローバル化によって陥没し、貧困化している現実である。地球上に差別的な「周辺」を作り、収奪し続けてきた先進各国は今や低成長、低利息、低利潤に陥り、自国内に新たな「周辺」を作らざるをえなくなっている。かつて西川にとって恐ろしい「怪物」であった国民は困窮する新たな「周辺」となり、社会は丸ごとブラック企業化（低賃金・長時間労働）しつつある。こうした現実を覆い隠すかのように、度し難いナショナリズムが横行している。

#### 西川長夫、「国民国家論」参考文献：

- ・「歴史研究の方法と文学」『歴史学研究』457号、1978.
- ・『フランスの近代とボナパルティズム』岩波書店、1984.
- ・『日本の戦後小説―廃墟の光―』岩波書店、1988.

- ・「フランス革命と国民統合—社会史と国家論の接点を求めて—」『JUSTITIA』2, 1991.
- ・『国境の越え方』筑摩書房, 1992. (増補版, 平凡社, 2001.)
- ・「十八世紀 フランス」歴史学研究会編『国民国家を問う』1994.
- ・「歴史過程としてのヨーロッパ」『ヨーロッパ統合と文化・民族問題—ポスト国民国家時代の可能性を問う—』(宮島喬と共編) 人文書院, 1995.
- ・『地球時代の民族=文化理論—「脱国民化」のために—』新曜社, 1995.
- ・『幕末・明治期の国民国家形成と文化変容』(宮松秀治との共編) 新曜社, 1995.
- ・『国民国家論の射程—あるいは<国民>という怪物について—』柏書房, 1998.
- ・『フランスの解体?—もう一つの国民国家論—』人文書院, 1999.
- ・「帝国の形成と国民化」『世紀転換期の国際秩序と国民文化の形成』(渡辺公三との共編) 柏書房, 1999.
- ・「戦後歴史学と国民国家論」歴史学研究会編『戦後歴史学再考』, 2000.
- ・『戦争の世紀を越えて』平凡社, 2002.
- ・『新植民主義論』平凡社, 2006.
- ・『日本回帰・再論』人文書院, 2008.
- ・『パリ五月革命私論』平凡社, 2011.
- ・『植民主義の時代を生きて』平凡社, 2013.
- ・「戦後史再考」西川長夫・他編著『戦後史再考』平凡社, 2014.